

空間的広がりとしての近世郷域と

明治地方行政領域の整合関係

—因幡国の場合—

一、はしがき

明治期における地方行政領域は、旧習を断つ意味からも幕藩時代とは一線を画していなければならなかった。もつともそれは、大区・小区領域という急激な変革となったが故に、地方三新法によって旧来の藩政村が見直されるといふいわば反動を経過したが、結果的には連合戸長役場領域を経て、町村制に基づく所謂明治行政町村となって結実した。

この間にあって明治地方行政領域は、幕藩時代の諸領域との関係を完全に断ちえたわけではなかった。大庄屋管掌領域、十村、近世郷などの領域が明治地方行政領域に与えた影響は大であったといわれている⁽¹⁾。筆者もまた近世伯爵国の近世郷域を概観し⁽²⁾、それらと明治初期の地方行政領域との関係について論ずるところがあった⁽³⁾。

本稿は、近世における歴史的領域としての所謂近世郷域と、明治地方行政領域たる小区領域、連合戸長役場管轄領域、町村制による行政村域との間にみられる空間的広がり of 形態的整合関係について、現鳥取県東部に当る因幡国で

白石 太良

の事例をマクロな立場から整理し、報告するものである。近世において「郷」・「庄」などと呼称される領域は、古代的ないし中世的領域の遺制であるにとどまらず、社会的機能をはたした例も少なくなかった⁽⁴⁾。しかし、近世郷に關する研究は端緒にいたばかりであり⁽⁵⁾、因幡国の近世郷のもつ機能的役割もまた、未だ十分に解明されてはいない。この意味からいって近世郷域と明治地方行政領域との整合關係を考察することは、明治期の地方行政領域の廣がりに関する考察であると同時に、近世郷に対する接近ともなるであらう。

二、因幡国における近世郷

近世因幡国における歴史的領域としての郷は、その実質的機能が不明であるが、地誌類をはじめ藩政村一覽に際しては必ず付記されている⁽⁶⁾。一般に「郷」・「庄」・「保」の呼称で呼ばれたが、本稿ではこれらを近世郷と総称する(以下では郷と略し、その領域を郷域と呼ぶ)。

近世中期及び幕末期の郷を第1表に示した。近世中期の「因幡志⁽⁷⁾」によれば、郷数六三、各郡が三ないし一五の領域に分けられていた。ところが、元治元年(一八六四)の内容を明治初年に編纂したとされる「因伯郷村帳⁽⁸⁾」では、郷数六七と若干の増加をみる。これは、氣多郡絹見保を構成する二か村が夫々同郡絹見保と長和瀬保に分離されるほか、八東郡若桜郷から一か村が分離して同郡一保となるなどの分離記載のためである。このようないわば一村一郷の出現にこそ、近世における「郷」の意義を解く鍵がありそうである。

「因幡志」における藩政村数五三〇、「因伯郷村帳」では五二六で、ほとんど変動がなかった。その間に所屬する郷を移動したものは、一村一郷の場合を除いて一三例にすぎず、大勢としては、近世を通じて郷の構成村には変動がな

第1表 因幡国における近世郷一覧表

郡	因幡志(寛政7)			因伯郷村帳(元治1) (戸数は文久3)						明治初 年村数	明治行政諸領域との関係		
	郷名	村数	戸数	番号	郷名	村数	戸数	石高	構		小区領域	連合 役場域	行政村域
岩 井 郡	蒲生庄	11	610	1	蒲生庄	10	653	5952.8	上構	13	C	Ⓐ	E
	本郷	4	128	2	本庄	4	148	2205.1					
	浦富郷	7	628	3	浦富	9	(199)	2578.0					
	新宮保	3	67	4	新宮保	4	135	1834.1	下構				
	高野郷	8	227	5	高野郷	8	173	3065.1					
	大谷保	2	361	6	大谷保	3	417	2092.2					
	服部庄	9	178	7	服部庄	8	341	3304.7					
	福田保	5	116	8	福田保	4	111	1175.5					
	(小計)	49	2510			50	(2177)	22207.5					
法 美 郡	広西郷	10	343	9	広西郷	10	297	4923.2	上構	10	A	A	E
	度木郷	8	279	10	登儀郷	10	299	2514.8					
	大茅郷	12	419	11	大茅郷	12	417	1700.3					
	稻穂郷	9	227	12	稻穂郷	9	380	3961.7	下構				
	中郷郷	5	?	13	中郷郷	5	130	2294.6					
	中郷郷	5	?	14	中郷郷	5	174	2515.6					
	津井郷	7	?	15	津井郷	7	157	1786.1					
	(小計)	56				58	1854	19696.3					

八 東 郡	私都郷	21	743	16	私都郷	21	710	6169.5	}口構 奥構	21	Ⓐ	Ⓐ	E
	四分保	15	780	17	四分保	16	734	7037.4		17	D	D	E
	小畑郷	10	555	18	小畑郷	9	352	1867.2		12	A	A	D
	丹比郷	9	270	19	丹比郷	11	414	3786.7		12	B	A	D
	若桜郷	27	1543	{20	一保	1	83	760.3		1	A	A	A
	(小計)	82	3891	{21	若桜郷	26	1325	5333.6		26	E	E	E
					84	3618	24954.7		89				
八 上 郡	大江郷	6	375	22	大江郷	6	368	2332.2	}東構	7	A	A	E
	船岡郷	3	131	23	船岡郷	3	210	1828.6		3	A	A	A
	加茂郷	8	233	24	加茂郷	8	245	2738.4		8	A	A	C
	土師郷	6	191	25	土師郷	5	183	2235.8		6	A	A	C
	岩田上庄	9	274	{26	岩田庄	1	36	386.8	}東西分割	1	A	A	A
				{27	岩田上庄	8	204	2789.7		9	D	E	E
	岩田下庄	9	459	28	岩田下庄	8	431	3380.4	}西構	9	A	B	E
	散岐郷	7	528	29	散岐郷	6	316	3204.6		7	B	B	E
曳田郷	12	522	30	曳田郷	11	474	3489.9	12		A	A	E	
(小計)	60	2713			56	2467	22386.4		62				
智 頭 郡	三田郷	17	614	31	三田郷	16	697	4694.9	}上構	19	D	B	E
	土師郷	25	534	32	土師郷	23	394	3519.6		24	A	A	D
	山形郷	16	442	33	山形郷	15	509	1469.4		16	Ⓐ	Ⓐ	E
	用瀬郷	17	1030	34	用瀬郷	15	773	3215.3	}下構	16	D	A	E
	佐治郷	22	584	35	佐治郷	24	641	3157.6		24	D	C	E
	(小計)	97	3204			93	3014	16056.8			99		

邑美郡	三戸古保	15	(945)	36	三戸古保	15	(819)	10945.1	一構	20	E	E	E
	蔵田庄	11	314	37	蔵田庄	11	279	4442.3					
	中郷	4	206	38	中郷	4	313	1594.2					
	(小計)	30	(1465)			30	(1411)	16981.6					
高草郡	砂見郷	3	240	39	砂見郷	3	223	931.3	上構	3	A	A	㊤
	倭文郷	3	118	40	倭文郷	3	102	1771.5					
	味野郷	7	332	41	味野郷	7	339	5251.5					
	古海郷	3	171	42	古海郷	2	166	2293.4					
	有富東郷	11	346	43	有富東郷	11	336	3832.4	上下分割	11	D	D	E
	松神西郷	13	278	44	松神西郷	12	590	4771.0					
	野見保	6	347	45	野見江保	6	324	5113.9					
	南北保	8	818	46	南北保	8	1031	7122.7					
	末恒保	5	188	47	末恒保	5	225	1647.8	下構	5	A	㊤	A
	高松庄	3	104	48	松高保	3	108	1076.9					
	湯郷	4	198	49	湯郷	4	210	1210.8					
	大谷保	10	247	50	大谷保	10	291	3606.7					
(小計)	76	3387			74	3945	38629.9		83		A	A	D
	鹿野庄	4	238	51	志加奴庄	5	614	2533.6	東構	5	B	A	A
	光本庄	6	175	52	光元庄	6	147	1716.1					
	坂本郷	5	173	53	坂本郷	6	227	3235.0					
	母木庄	5	348	54	母木庄	4	437	1486.3					

気 多 郡	勝宿上郷	5	135	55	勝宿上郷	5	127	1531.7	中構	5	A	A	A	
	勝宿下郷	9	191	56	勝宿下郷	9	233	1867.2		9	A	A	D	
	八幡郷	10	459	57	八幡郷	9	418	2917.6		10	A	B	E	
	殿村郷	7	367	58	殿村郷	7	351	2474.4		7	C	A	D	
	郡	日置奥郷	5	329	59	日置奥郷	5	357	1276.9	西構	4	A	A	㊤
		日置中郷	4	118	60	日置中郷	5	173	1348.7		5	A	A	A
		日置下郷	4	196	61	日置下郷	3	218	1163.5		3	B	A	B
					62	露谷庄	1	28	214.6		1	A	A	A
		勝部奥郷	7	327	63	勝部奥郷	6	295	981.1		6	A	A	㊤
		勝部中郷	4	126	64	勝部中郷	5	134	1390.6		5	B	B	A
		勝部下郷	3	270	65	勝部下郷	3	299	1071.9		3	A	A	A
	絹見保	2	93	66	絹見保	1	45	249.4	1	A	A	A		
				67	長和瀬保	1	?	266.4	1	A	A	A		
	(小計)	80	3545			81	(4080)	25725.6		83				
総 計	郷数 63	530	20715 (法美郡 を除く)		郷数 67	526	22566 (三戸古 保・浦 長 富・瀬 保を 除く)	186638.8	構数16	562	A42	A45	A24	
											B9	B7	B5	
											C5	C5	C5	
											D7	D4	D6	
										E4	E6	E27		

註 1. 「因伯郷村帳」の番号は第1図の位置を示している。

2. 明治初年村数は「鳥取県管内郡村名」(年不詳但し明治6年以前)による。(鳥取県史近代第1巻総説篇所収昭和44年)

3. 連合役場域とは連合戸長役場管轄領域、行政村域とは町村制による地方行政村域を指す。

4. 明治行政諸領域との関係表での符号の意味は本文参照のこと。

かつたとみてよいであろう。ただ、後述の通り明治期の地方行政領域画定に際して、幕末期の郷境界よりむしろ近世中期の郷境界を踏襲する事例がみられたことは注目される。

幕末期の郷規模を眺めてみる。郷の平均構成村数は七・九か村（ただし本村のみ）であった。各村の戸数には多少があるから、村数によって郷の規模を論ずることはできないが、一応の目安とはなるであろう。五か村よりなるものが九例で最も多く、次いで三か村の七例、四か村・六か村・八か村の各六例であった。二〇か村を超えるものは八東郡若桜郷の二六か村ほか三例にすぎず、すべて山間部の場合である。

「因伯郷村帳」記載の戸数は文久三年（一八六三）のものとしてされるが、これを郷単位にまとめると平均三四七戸となり、一〇〇戸から一九九戸までと二〇〇戸から二九九戸までが各二例、三〇〇戸から三九九戸までが一・二例で、一〇〇戸から四〇〇戸の範囲内に集中することになる（ただし、戸数不明の岩井郡浦富郷と邑美郡三戸古保を除く）。最大は八東郡若桜郷の一三二五戸で、次いで高草郡南北保の一〇三一戸であるが、八〇〇戸を超えるものはこの二例のみである。

郷の領域を境界線で画することはできないが、その構成村名から空間的広がりやを推定したのが第1図である。これによれば、郷域は大体において山間部に広く臨海部に狭い。山間部の場合、山地面積が広いので、郷域の広大さが郷規模を示しているわけではないが、構成村数の多いことは関係しているよう。また、郷域の多くは水系毎のまとまりをみせており、特に八東郡・八上郡・智頭郡の山間部では、その大半が谷筋を各郷の領域としてしている。一方、臨海部では河川上流域と下流域の分割や、岩井郡・高草郡などのように小河川流域によるまとまりをみせている。郷域は古代ないし中世的領域の遺制としての歴史的領域ではあるが、所謂自然的領域との関係も見がせないとはいえる。



第1図 因幡国の近世郷域と主な水系

因幡国では、郷の機能的役割について、今のところ不明である。ただ「構」領域が郷域を単位として形成されたことは指摘できる。この「構」とは、鳥取藩において用いられた各種機関の管掌範圍を示す単位呼称であった。「鳥取藩史」民政志三(9)に「御目付のそれ(管掌範圍、筆者註)は因幡、倉吉、米子構の三区に岐れ、既述智頭、用瀬、若桜の外は鳥取より管轄し(以下略)」とあり、また在方御定(10)に「大庄屋儀(中略)古法通構内無油断掛廻り可相動候」とあって、「構」が大小の領域に用いられたことを示している。したがって、御目付構、大庄屋構、中庄屋構など存在したが、一般には大庄屋の管轄範圍を指す場合が多かった。

第1表の「構」は天保年間御普請部屋水路簿によるものである⁽¹⁾。各郡での構数からみて、大庄屋構であると思われる。因幡国合計で一六構あり、邑美郡が鳥取町郭内を町方として除外するため一構となるほかは、各郡とも二ないし三構に分割された。各構は三〇余か村からなり、平均戸数約一四〇〇戸、石高は一万石余であった。この場合注目すべきは「構」が郷域を単位として成立し、郷域を分割して異なる「構」に属しているのは八上郡岩田上庄(東構五か村、西構三か村)、高草郡松神西郷(上構八か村、下構四か村)の二例にすぎない点である。「構」は一種の行政区域として石高による範囲決定がなされたと考えられる。しかし、結果として郷域の集合によって「構」が画定された。

このことは、郷が「構」の下部単位であったことを示すものではないが、郷域のもつ機能的役割が藩政村と「構」のなかに埋没していたことを思わせる。換言すれば、郷域はその実質的意義を失いながらも生きつづけていたといえよう。したがって、明治期の行政区域画定にあたって、郷域が再び認識される可能性がある。この点から、郷域と明治期の地方行政諸領域との相関関係について考察することが必要となってくる。それはまた、近世における郷の機能的役割への接近の手助けともなるであろう。

三、近世郷域と明治地方行政領域の整合

近世郷の空間的広がりが、明治期の地方行政領域(本稿では小区領域、連合戸長役場管轄領域、町村制施行後の行政村域を指す。以下明治行政諸領域と呼ぶ)とどの程度形態的に整合しているか。このことを知るために、郷域を構成する村が明治行政諸領域では夫々いずれに属するかをみてみることにする。

幕藩時代から明治期への連続という点からみて、郷域を構成する村としては幕末期のものが望ましい。そこで本稿では「鳥取県管内郡村名^(註)」による村を取りあげる（以下構成村または村と呼ぶ場合は全て本史料による）。因幡国の村数総計五六二か村、「因伯郷村帳」に比して三六か村の増加である。これはかつて枝村・新田村と扱われたものの独立の結果であり、郷域の推定を容易にする反面、飛地状の新田村などでは整合関係の考察に際して個別の配慮が要求される。

郷域と明治行政諸領域の空間的整合関係を前者の側からみれば、郷域が踏襲されて明治行政諸領域またはその一部となるか、分割されて同じく明治行政諸領域またはその一部となるかのいずれかである。一方、後者の側からみれば、一ないし複数の郷域から成立するか、郷域の一部で明治行政諸領域となるか、一ないし複数の郷域を含みつつもそれが拡大して形成されるかなどに分類される。

郷域としての空間的まとまりが明治行政諸領域においてどの程度残存するかについて、第1表に併記する。その詳細は表にまとめたが、掲載を省略する。

。郷域の分割のない場合

A型 郷域が分割されることなく明治行政諸領域の一部となるもの。なお④は郷域即明治行政諸領域の場合である。

。郷域が二分割される場合

B型 郷域構成村中一か村のみ分離され、残余の村はまとまって明治行政諸領域またはその一部となるもの。

C型 郷域構成村中二か村が分離され、残余の村はまとまって明治行政諸領域またはその一部となるもの。

D型 郷域構成村中三か村以上が分離されるもの。郷の構成村数には相違があるが、郷域が完全に二分割された。

。郷域が三分離される場合

E型 郷域が細分化され、夫々が明治行政諸領域またはその一部となるもの。郷域内に一または複数の明治行政諸領域を成立させる場合が多い。

以下、順を追ってその関係をみてみる。

(一) 小区領域との関係

鳥取県では、明治五年（一八七二）に戸籍法取扱いのための区が制定され、鳥取県東部にあたる因幡国では五〇区が成立した⁽¹³⁾。この領域は翌年小区領域に受け継がれ、三新法制定まで継続した⁽¹⁴⁾。一小区領域は平均一三・四か村からなり、郷の約一・五倍の規模であった。

小区領域の内、郷域をそのまま受け継ぐA型は、岩井郡浦富郷Ⅱ第二大区四小区ほか三例にすぎない⁽¹⁵⁾。ところが、A型は四二例みられ、郷総数の約三分の二が郷域全体としてまわって小区領域またはその一部となった。一村一郷の場合は当然分割不可能であり、郷規模が小の場合も分割の可能性は薄いであろう。しかしその場合も、郷域の集合によって小区領域が成立する傾向がみられる。

小区領域五〇例の内鳥取町郭内の八例を除くと、その領域規模は郷域より広くなる。したがって、領域拡大のためには一方で郷域全体が小区領域の一部となる場合があり、他方で郷域の分割が必要である。

郷域の分割されるものは二五例みられる。ここで注目すべきはB型で、これを詳細にみると、1 「因幡志」記載と同じ郷域（近世中期のものと考える。以下同じ）が採用されたため、幕末期の郷域との比較では一か村分離となるもの、2 河川が小区領域の境界とされたために、郷域構成村中河川対岸の一か村のみ分離したもの、3 内陸部と

臨海部とが別個の小区領域を形成したために、飛地状に臨海部へ突出していた一か村が分離したものに分類される(16)。こうしてみると、B型では郷域を無視した不自然な分割はほとんどなかったとみてよく、郷域としてのまわりを維持しつつ一円的小区領域への組みかえのための分割であったともいえよう。

同様のことはC型についてもあてはまるであろう(17)。ただ岩井郡蒲生庄では、構成村中一か村で独立した小区領域となり、残る二か村は同郡本庄の一部などと共に別個の小区領域を形成した。いわば郷域から小区領域を析出させたといえる。

このような小区領域の析出はD型に多く、例えば智頭郡用瀬郷と同郡佐治郷では、夫々の郷域から小区領域を析出した残余の村が集合して一小区領域を形成した(18)。

E型四例の内、鳥取県郭内を含む邑美郡三戸古保を除くと、郷域広大のため二小区領域を析出した八東郡若桜郷は前述の蒲生庄の形態に類似する。したがって、郷域の統一を喪失したのは法美郡稻穂郷、高草郡南北保の二例となる。共に鳥取町郭内周辺の平地部に位置した。

以上の考察からみて、「人目一新旧弊除去」とされた小区領域においてさえ、原則として郷域を無視できなかったことがわかる。しかしそれはまだ不十分であり、連合戸長役場管轄領域に至ってより明確に現われてくる。

(二) 連合戸長役場管轄領域との関係

明治十一年(一八七八)の「地方三新法」によって旧来の町村が復活した。この時、戸長を数か町村連合して選出する連合戸長役場を形成したが、これは一種の独立町村連合体にすぎなかったと思われる(19)。しかも、鳥取県自体が明治九年(一八七六)より同一四年(一八八一)まで島根県に合併されていたために、この間の十分な史料を欠い

ている(20)。

鳥取県の連合戸長役場管轄領域は、明治一七年(一八八四)の三新法体制改正に先立って、その前年に実施された。その後若干の手直しもあったが(21)、大勢に変化なく町村制施行まで継続した。本稿における連合戸長役場管轄領域は「地方行政区画便覧(22)」によった(以下連合役場領域と呼ぶ)。

因幡国の連合役場領域は総数四四で、小区領域より減少した。しかしそれは主に鳥取町郭内を含む邑美郡にみられたので、規模的には小区領域と大差がない。平均村数一四・一か村は小区領域の場合に近似し、郷域の約一・五倍である。

連合役場領域の内小区領域を踏襲するのは一一例であった。両者の規模は近似するが構成村には移動があったといえる。ところがこれを郷域単位に眺めてみると、郷域の分割なく小区領域から連合役場領域へと連続する場合が小なくなかった(第1表ではAAと横に並ぶもの)。郷域と連合役場領域の関係がA型を示すものは四五例で、しかもその内三五例はすでに小区領域に対してもA型であった。

連合役場領域において新たにA型となった事例は、1 「因幡志」記載と一致した分離を幕末期の状態に復したものの、2 河川境界の解消によるもの、3 小区領域析出の解消によるもの、4 明治一〇年(一八七七)の町村合併に伴うもの、5 隣接郷域との間の分離を解消したものであり(23)、ここにも郷域のまとまりが残存することを見出せる。

郷域分割の事例には、小区領域に対する分割を継承するものも多い(第1表ではBB・CC・DDと横に並ぶもの)。また新たに分割された郷域の内B型では、八上郡岩田下庄は明治一三年(一八八〇)に円通寺村が邑美郡に編

入されたためであり、智頭郡三田郷と気多郡坂本郷は近世中期の所属郷域に従う分離であった。すなわちこれらは、郷域としてのまとまりを消失したわけではなかった。智頭郡佐治郷でも、D型からC型への変化、分離した二か村が近世中期に同郡用瀬郷所屬とされたこと、用瀬郷のA型への変化などからみて、連合役場領域との整合関係を強めたといえる。なお、高草郡野見江保がE型となるのは、構成村の内一か村が明治期に入って同郡南北保内の一か村と合併したためであった。

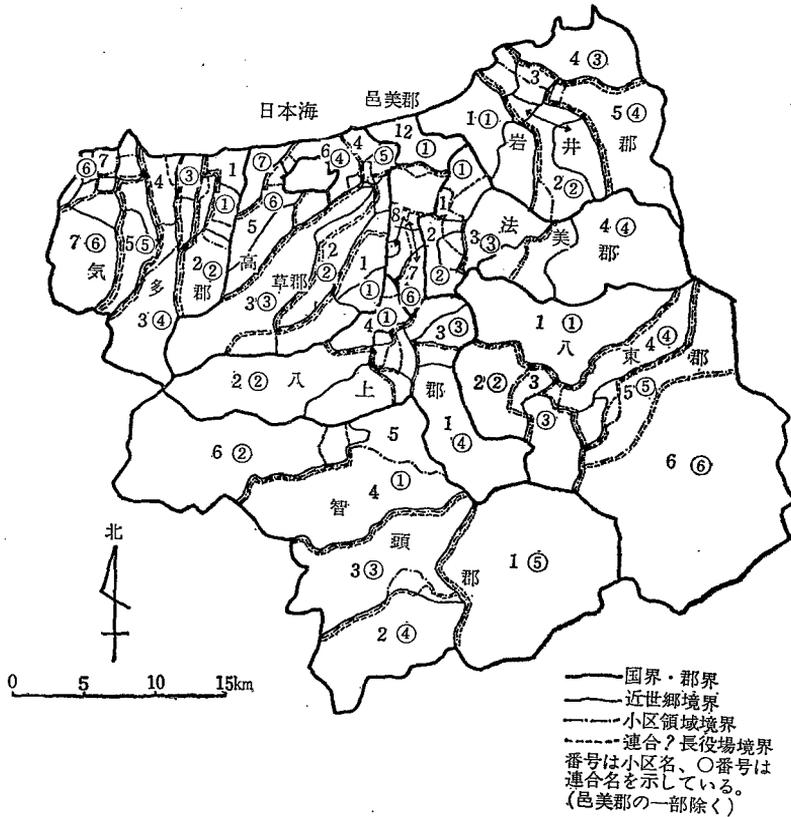
以上のように、郷域と連合役場領域との関係においては、小区領域に対する以上に、両者の形態的整合関係が強化された。これは、連合役場領域のもつ制度的意味からいって、十分考えうるところであった。しかし一方、E型の各郷域に加え、法美郡中郷郷、同郡中郷、邑美郡蔵田庄などにおいては、郷域としての統一を消失したかにみえる。この点については、個々の郷域毎の考察が要求されるであろう。本稿ではこれらが鳥取町郭内近接の各郷にみられることを指摘するにとどめ、因幡国全域での趨勢としては、郷域の広がりやを基本単位とする連合役場領域が多いことに注目したい。

なお、郷域と小区領域及び連合役場領域との整合関係を第2図に図示した。

(三) 町村制施行後の行政村域との関係

明治二二年(一八九九)、市制・町村制実施に伴って因幡国に成立した新地方行政領域は一〇二領域で、鳥取市のはかは全て村制を施行した(以下明治行政村域と呼ぶ)。

明治行政村域の総数が小区領域や連合役場領域の約二倍であることは、領域規模の狭小化を意味する。したがって、郷域との整合関係も異った形をとるものと思われる。



第2図 近世郷域と小区領域・連合戸長役場領域との関係

郷域の分割なく明治行政村域の一部となるA型は二四例あり、一村一郷を除外するとしても、その多くが小区領域、連合役場領域に対してもA型を示し、空間的まとまりを継続した。A型は高草郡砂見郷Ⅱ『砂見村』、『は明治行政名を示す、以下同じ)ほか三例で、いずれも小河川流域に位置を占めるものであった。

一方、分割をみる郷域は四三例みられた。その分割状態を眺めると、夫々の郷域内でいくつかの明治行政村域を成立させていることに気づく。一例をあげてみよう。岩井郡浦富郷は『用

後村』・『浦富村』・『牧谷村』・『東村』の各明治行政村域に分割され、八東郡四分保の場合は『大御門村』・『隼村』・『安部村』を成立させた残余が、同じく同郡小畑郷域から『小畑村』を成立させた残余と共に『八東村』となった。このことは、明治行政村域が郷域からの析出によって成立する場合が多いことを意味している。前者は郷域の完全な分割による析出であり、後者は析出後の残余の村が他の郷域での残余の村と共に別個の明治行政村域を形成するものである。このような明治行政村域の析出は、小区領域、連合役場領域との関係ではA型を示し、明治行政村域との関係に至って分割された郷域に多いことは注目されてよいであろう²⁶⁾。なお、明治行政村域の析出は、明治行政村一〇二例中六五例が一郷域内で成立していることによっても理解できる。

二郷域以上に関係する明治行政村域については、飛地の解消、自然的境界の利用、従前の領域たる連合役場領域との関連等、すでに(一)、(二)で論じたと同様の考慮が必要である。同時に、明治行政村域析出後の残余の村の集合、あるいは小規模郷域の統合や拡大なども関係している。したがって、詳細な検討が要求されるといえようが、全体としては郷域との係わりが保たれることが多かった。

形態的まとまりを喪失した郷域一八例中七例は、明治行政村析出後の残余がさらに細分されて夫々別個の明治行政村域の一部となる場合であった。残る一一例が郷域としてのまとまりを明らかに失ったといえるが²⁶⁾、その半数が法美郡にみられることは注目されてよい。

郷域と明治行政村域との空間的整合関係は、その多くが郷域からの析出によって成立したことに見出すことができる。しかし、小区領域・連合役場領域に対する場合に比して関連性が弱まりつつあり、時間的経過と共に郷域の意味が変化してきたことがうかがえる。

四、整合関係の四類型

因幡国における明治行政諸領域と近世郷域との空間的広がりとの整合関係には、次のような四類型を見出しうる。これを仮に整合型・分割型・拡大型・不整合型と名付ける。この場合、1 一円的な明治行政諸領域のため飛地は解消された、2 一か村のみの分割は個別の事情を考慮し判断する、3 幕藩時代を通じて郷域を移動した村に対しては本来所属すべき郷域を考慮する、4 一村一郷は本来他の郷域の一部であったと考える、などの前提がある。したがって、第1表での類型と若干の相違をみるが、明治行政諸領域と近世郷域との空間的相関についての大略を知ることができる。

整合型 郷域の分割されない場合で、郷域と明治行政諸領域が一致するものと、複数郷域で明治行政諸領域となるものがある。小区領域では一三例であるが、連合役場領域では一九例と増加する。ことに智頭郡では全ての郷域が夫々独立した連合役場領域となり、岩井郡でもまた郷域の分割が解消した。鳥取町郭内を除く小区領域の内約三分の一がこの型であり、同じく連合役場領域の約半数もこの型に属している。一方、明治行政村域の場合は気多郡に若干の事例をみるほか、比較的少数である。

分割型 郷域が分割される場合で、郷域の完全な分割によって複数の明治行政諸領域を形成するものと、郷域から一ないし複数の明治行政諸領域を析出し、残余を他の明治行政諸領域に含ませるものがある。この型は小区領域や連合役場領域では少なく、ことに前者は鳥取町郭内を含む邑美郡三戸古保のみである。また後者も小区領域では八東郡若桜郷など山間部にみられるが、連合役場領域では減少する。しかしながら、明治行政村域では六二例と過半を

占め、それが近世郷域からの析出によって成立する場合の多いことを示している。

拡大型 分割されない郷域と他の郷域の一部とで明治行政諸領域となる場合で、分割のない郷域が単数のものと複数のものがある。小区領域一六例、連合役場領域一四例、明治行政村域一二例であるが、総事例数からみて前二者に多いことが注目される。これは小区領域ないし連合役場領域が、郷域を基礎的広がりとして成立したことを示すものといえる。

不整合型 郷域の一部の集合によって明治行政諸領域が成立した場合である。小区領域と連合役場領域では各三例にすぎないが、明治行政村域では二〇例と多くなる。これは郷域内から明治行政村域を析出した残余が、他の郷域で同様な残余と合せて別個の明治行政村域を形成した結果であろう。不整合型に属する明治行政村域の共通点は、郷境界の錯綜した平坦部に分布したことである。

以上の四類型からみて、小区領域と連合役場領域は整合型及び拡大型を主とし、明治行政村域は分割型及び不整合型を中心とすることがわかる。すなわち、前二者は郷域を基本単位として、その拡大によって成立したものであり、後者は主として郷域からの析出に関連して成立したものといえよう。もちろん、このような四類型をもって、明治行政諸領域と近世郷域との空間的相関関係における一般的類型とはいえない。あくまで、因幡国の場合を整理すると、四つの類型区分がみられることを示すにすぎない。だがしかし、次のような推論を行うことも許されよう。

明治行政諸領域は、旧弊除去のための小区領域はもちろん、官治的統制を目的とした連合役場領域、あるいは今日の市町村の母体となった明治行政村域においても、それ自体の基準によって形成された。それらは、結局は国政委任事務の有効な遂行のための財政的基礎の形成が大前提であった²⁾。したがって、新たに形成された行政区域は、生

活圏と合致させる必要はなかったし、従来の歴史的領域を考慮する必要もなかった。しかし、結果的には、旧習との関係を断ち切ることを目的とした小区領域においてさえ、近世郷域との関連性を認めることができる。もちろん、近世郷域は水系などの自然的領域を背景とするものであった。自然的領域は明治行政諸領域においても無視できなかったであろうから、必然的に両者が相関したことも考えられる。しかしながら、新しい制度と伝統的領域との矛盾を解消する方策として、当時すでに藩政村と大庄屋構のなかに埋没していた近世郷が再認識されたことも、十分に考えられるであろう。大区小区制から三新法を経て連合戸長役場が設置され、さらに町村制へと短期間に数多くの手直しを加えられた明治行政制度は、政治権力の地方支配体制整備のための試行錯誤の結果であった。それだけに、実質的領域としての地域住民の生活圏と、形式的領域として新たに創設された行政区域との間に不整合がみられた。このような「地域の二重性²⁸⁾」の克服にあたって、近世郷の領域が陰に陽に関係していたとみることができるとはなからうか。ただ、このことがいえるためには、近世郷の広がり、明治初期において、地域住民の生活圏ないしは共通関心の場と係わりをもっていたことが述べられなければならないであろう。

五、結 び

近世郷域と明治初期の地方行政区域たる小区領域・連合戸長役場管轄領域・明治行政村域との空間的広がりにもみられる整合関係について、因幡国の事例を整理し、報告した。その結果、小区領域と連合戸長役場管轄領域は近世郷域を踏襲または拡大して形成され、明治行政村域は近世郷域から析出して形成される場合の多いことを指摘した。同時にこのことは、近世郷域と明治地方行政諸領域との空間的関係が、明治初期のわずか二〇年余の間に変化していった

ことを意味しており、それは近世郷域の再認識とそれからの脱皮の過程であったみることでもできる。いずれにしても鳥取県東部にあたる因幡国の明治地方行政諸領域は、原則的には、近世郷域と深い係わりをもって成立したものであった。

本稿は、空間的広がり限定したマクロな立場での試論にすぎない。形態的整合関係の背景をなす社会的・経済的さらには政治的諸要因は考慮されていない。したがって「旧藩政村がどのように結合し、離間したかを表面的にあとづけるだけでは不十分であり、制度の変革の時代的背景のもとに行政区画を位置づけねばならない⁽²⁹⁾」であろう。そのためには、個々の近世郷や明治地方行政諸領域に関するミクロな立場での事例が積み重ねられる必要がある。さらに、明治期の地方行政制度自体に接近し、行政区画相互の関連について考察する必要もあるといえよう。これらについては、今後に残された問題点として取組まねばならないと考える。しかし、少くとも、近世郷域と明治地方行政諸領域とが無関係でなかったことは指摘できるであろうし、因幡国の近世郷の地域性を理解するための手がかりがえられたものと思う。

本稿は昭和四九年歴史地理学会大会に於て発表した内容に補筆したものである。

本稿作成にあたり、終始暖かく御指導下さった神戸女学院大学渡辺久雄教授、史料閲覧の便宜をはかれた鳥取県立鳥取図書館並びに鳥取県立博物館の各位に感謝の意を表します。

註

(1) 井戸庄三・木村辰男・高橋正・山澄元 明治時代の行政―明治初期の地方制度を中心に― 人文地理一四卷一号 一九六二年

- (2) 山澄元 近世・明治初期における歴史的領域―藩政村から明治行政村へ― 人文地理一七卷一号 一九六五年
拙論 近世伯爵国における「郷」・「庄」・「構」に関する研究ノート 兵庫地理一六号 一九七二年
- (3) 拙論 鳥取県西部における近世郷(庄)域と明治行政領域 日本地理学会予稿集五号 一九七三年
- (4) 大越勝秋 和泉の官郷の分布と成立 人文地理一四卷六号 一九六二年
山田正浩 奈良県吉野郡における明治行政村境域の成立―郷との関係を中心として― 人文地理一八卷五号 一九六六年
山澄元 畿内における郷と藩政村―泉州美木多谷を例として― 大阪教育大学紀要一六卷 一九六七年
山澄元 旗本領と近世の郷庄―遠州井伊谷・気賀地方を例として 史林五六号 一九七三年 ほか
- (5) 山澄元による精力的研究が進められており、既往の研究の整理と近世郷の類型等について、同氏は『近世「郷」の歴史地理学的意義』(織田武雄先生退官記念人文地理学論叢)所収 一九七一年)としてまとめられている。
- (6) 地誌類には「因幡志」・「稲場民談記」など、藩政村一覧には「因伯郷村帳」・「因伯郡庄保之名」・「因伯郡村構分」などがあげられる。鳥取県立博物館蔵。
- (7) 安部恭庵 因幡志 寛政七年(一七九五) 鳥取県立鳥取図書館蔵。
- (8) 増井清蔵輯 因伯郷村帳 元治元年(一八六四) 鳥取県立博物館蔵。鳥取県編「鳥取藩史」第五卷 民政志十 村落表に収録 一九七一年
- (9) 鳥取県編 鳥取藩史 第五卷 民政志三 二三五頁 一九七一年
- (10) 延享四年(一七四七) 在方御定。安政五年在方御定には「中庄屋構」の語もみられる。「鳥取藩史」第二卷、職制志三所収。一九七〇年。
- (11) 鳥取県編 前掲(9) 民政志十所収 八二九頁
- (12) 鳥取県立鳥取図書館蔵 鳥取県管内郡村名 鳥取県編「鳥取県史」近代第一卷所収。一九六九年 幕末期の状態を明治初年(但し明治六年以前)に編纂したとされる。
- (13) 鳥取県編 鳥取県史 近代第二卷 二五頁 一九六九年
- (14) 鳥取県編 前掲(13) 二七頁 明治七年に第三大区一小区を第一大区七小区とする変更あり。但し領域変更なし。
- (15) 八東郡私都郷Ⅱ第四大区一小区、智頭郡山形郷Ⅱ第五大区一小区、邑美郡中郷Ⅱ第一大区二小区。

- (16) 1の例 岩井郡高野郷・八東郡丹比郷、2の例 岩井郡大谷保・八上郡散岐郷、3の例 気多郡日置下郷・同郡勝部中郷、など。
- (17) 河川が境界となった岩井郡本庄、山間部の二か村が分離した気多郡殿村郷など。
- (18) 他に八東郡四分保と智頭郡三田郷では夫々一小区領域を析出、残余は前者が小畑郷、後者が土師郷と共に別個の小区領域となった。
- (19) 町村最は夫々の町村に設けたといわれる。鳥取県編 前掲(13) 八〇頁
- (20) 明治初期の行政記録「鳥取県歴史」(鳥取県立鳥取図書館蔵)でも、この間の記録が欠除している。
- (21) 明治一七年と同一九九年に部分改正をみた。鳥取県編 前掲(13) 一四七頁。
- (22) 内務省地理局編 地方行政区画便覧 明治二〇年(一八八七) 一九六七年復刻
- (23) 1の例 岩井郡高野郷・八東郡丹比郷、2の例 岩井郡大谷保・同郡本庄 3の例 岩井郡蒲生庄・智頭郡用瀬郷 4の例 気多郡日置下郷、5の例 高草郡大谷保・気多郡志加奴庄 など。
- (24) 気多郡坂本郷||瑞穂村、同郡日置奥郷||日置村、同郡勝部奥郷||勝部村。
- (25) この変化を示す郷域一五例中一一例にみられた。
- (26) 分割された各部分が他郷域の拡大部となった高草郡味野郷や気多郡日置下郷などの場合や、二郷域を合せ改めて二明治行政村域に組換えられた八上郡加茂郷と同郡土師郷などの場合もみられた。
- (27) 井戸庄三 明治地方自治制の成立過程と町村合併 人文地理一二巻五号 一九六九年。
- (28) 水津一朗 社会集団の生活空間―その社会地理学的研究―三四八頁 大明堂、一九六九年。
- (29) 山澄元 前掲(1)